

茅ヶ崎市国民健康保険のご案内（日本語訳）

■ 国民健康被保険の使い方

国民健康保険に加入し、マイナンバーカード健康保険証、または資格確認書を医療機関に提示することで国民健康保険を使用できます。

- 他人との貸し借りはできません。法律により罰せられます。
- 有効期限が切れたものは使えません。
- 紛失したり破損したりした場合は、再交付の申請をしてください。

■ 国民健康保険料の納付について

1. 国民健康保険料の計算について

国民健康保険料（保険料）は、前年の所得に基づき、資格を取得した月から月割額（日割計算はしません）で計算されます。

2. 国民健康保険納入通知書について

加入手続きをされた翌月中旬（ただし、4月・5月に手続された方の今年度分は7月）に国民健康保険料納入通知書が、納付義務者である世帯主あてに送付されます（世帯主が国民健康保険に加入していなくても世帯主あてに送付されます）。

3. 国民健康保険料の納付方法

◆ 納付書払い

納入通知書についている納付書でお支払ください。お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めることができます。

◆ 口座振替

毎回の国民健康保険料が、指定の口座から自動的に引き落とされます。納め忘れの心配がなく、安心で便利です。希望する金融機関に口座振替依頼書を提出してください。手続き後、口座振替開始通知を開始月の15日頃送付します。

4. 国民健康保険料の分割納付の相談について

ご事情があって保険料を納付することが難しい場合には、茅ヶ崎市役所 保険年金課（本庁舎窓口4番）保険料担当までご連絡ください。現在の状況をお聞きしたうえで納付計画をご一緒に検討させていただきます。

5. 国民健康保険料を滞納してしまうと

- I. 督促状が送付されます。
- II. 延滞金が加算されるため、納めなければならない金額が増えます。
- III. 財産が差し押さえられる場合があります。

滞納分に充てるため、給与や預貯金・生命保険などの財産調査や差し押さえが行われることがあります。

※あなたの国民健康保険料の納付状況は、在留期間の更新に影響が及び可能性があります。多額な保険料を滞納していることや、長期に渡り滞納していることなど、悪質な状況が判明した場合、在留期間の更新が許可されない可能性があります。

茅ヶ崎市国民健康保険のご案内（日本語訳）

■ 国民健康保険で受けられる給付

《療養の給付》

医療機関で保険を使うことにより、医療費の一部を負担するだけで医療を受けることができます。なお、負担する医療費の割合は、年齢などによって異なります。

《医療情報ネット（ナビイ）》

医療機関、薬局について詳しく知りたい人は、「医療情報ネット（ナビイ）」のホームページをご確認ください。



■ 加入者数が変わった場合（転入・転出、出生・死亡、社会保険加入・脱退等）

1. 必ず14日以内に茅ヶ崎市役所 保険年金課（本庁舎窓口4番）または出張所へ届出をしなければなりません。

- ◆ 国民健康保険の脱退の手続きを忘れると、国民健康保険の資格が喪失した翌日から、保険が使えなくなります。また、国民健康保険の資格喪失後に国民健康保険を使用して、医療機関等を受診した場合は、保険者が負担した医療費を返還していただくことがあります。更には、国民健康保険料を払い続けることとなります。
- ◆ 転居・氏名変更・世帯主変更等により、国民健康保険の加入状況が変更された方は、保険年金課でもお手続きが必要です。
- ◆ 転入・転居等で住所が変わったときは、郵便局へ転居の届出をしてください。届出が無いと、保険料の通知等が届かない場合があります。

2. 国民健康保険料の再計算について

保険料は、被保険者数が増えた時は資格取得した月から、被保険者数が減った時は資格喪失した月から計算しなおします。保険料は届け出があった月の翌月に修正され、翌月の中旬に国民健康保険料変更通知書を送付します。（ただし、資格取得日、資格喪失日が現年度4月1日以降で、手続きが4月から5月の場合の今年度分は、7月に納入通知書を送付します。）

➤ 医療・保健福祉・子育てなどの日常生活に必要な情報を聞けます。

多言語支援センターかながわ

電話 045-316-2770

外国語での対応は、「多言語支援センターかながわ」のホームページをご確認ください。

URL: <http://www.kifjp.org/kmlc>



お問い合わせは：茅ヶ崎市役所保険年金課 

電話 0467-82-1111

（日本語がわかる方と一緒にご連絡ください）